

特定小売供給約款以外の供給条件

熊本地震に関する特別措置

平成30年5月1日 実施

九州電力株式会社

平成 30 年 4 月 18 日 20180410 資第 5 号 認可

この特定小売供給約款以外の供給条件は、電気事業法等の一部を改正する法律附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法第21条第1項ただし書の規定により特定小売供給約款以外の供給条件として認可を受けたものであります。

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

平成28年4月14日に発生した熊本県熊本地方における地震により、当社供給区域内のお客さまが被災し、熊本県内全市町村に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された熊本県および隣接する地域において被災されたお客さまから申出があった場合には、この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」という。）を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されず需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行った場合で、その申込みが平成31年4月末日までに行われ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

（実施期間満了日：平成31年4月末日）

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること
- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力をこえないこと

2. 被災されたお客さまが被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行った場合で、その申込みが平成31年4月末日までに行われたときは、その臨時工事費を免除する。

（実施期間満了日：平成31年4月末日）

3. 被災されたお客さまが被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行った場合で、その申込みが平成31年4月末日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

（実施期間満了日：平成31年4月末日）

附

則

附 則

本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（平成29年4月7日付け20170331資第10号認可。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。